

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に規定する財政的援助団体等監査について、茨城県監査基準に準拠して実施し、同条第9項の規定により、次のとおり監査の結果に関する報告を決定したので公表する。

令和3年3月24日

茨城県監査委員	半	村	登
同	西	野	一
同	深	谷	一 広
同	羽	生	健 志

財政的援助団体等監査の結果に関する報告

本報告書は、地方自治法第199条第9項の規定に基づき、財政的援助団体等監査の結果を茨城県議会等に報告するものである。

第1 監査の実施状況

地方自治法第199条第7項に規定する財政的援助団体等監査について、「茨城県監査基準」に準拠し、次のとおり実施した。

1 監査の対象団体 6団体

団体名	出資金、補助金等、指定管理の内容
社会福祉法人 茨城県社会福祉事業団	<ul style="list-style-type: none"> ○出資金 <ul style="list-style-type: none"> ・県出資金 10,000,000 円 (所管課：保健福祉部障害福祉課) ○補助金等 <ul style="list-style-type: none"> ・茨城県社会福祉事業団運営費補助金 49,978,042 円 (所管課：保健福祉部障害福祉課) ○指定管理 <ul style="list-style-type: none"> ・茨城県立あすなろの郷 2,907,716,443 円 (所管課：保健福祉部障害福祉課)
公益財団法人 いばらき中小企業グローバル推進機構	<ul style="list-style-type: none"> ○出資金 <ul style="list-style-type: none"> ・県出資金 3,000,000 円 (所管課：産業戦略部産業政策課) ○補助金等 <ul style="list-style-type: none"> ・いばらきチャレンジ基金事業補助金 39,439,767 円 ・新事業創出拠点設置運営事業補助金 66,244,446 円 ・設備資金貸付事業補助金 14,848,621 円 ・設備資金貸付事業貸付金 438,392,000 円 ・いばらきチャレンジ基金事業貸付金 6,020,000,000 円 (所管課：産業戦略部産業政策課) ・茨城県関東・東北豪雨被災中小企業復興支援基金事業貸付金 30,000,000,000 円 (所管課：産業戦略部中小企業課) ・中小企業受発注拡大支援事業補助金 50,111,980 円

	<ul style="list-style-type: none"> ・ものづくり産業マッチング支援事業補助金 25,917,949 円 ・スタートアップ支援事業補助金 11,926,350 円 ・中小企業エキスパート派遣事業補助金 26,444,685 円 ・地域課題解決型起業支援事業補助金 5,473,788 円 ・いばらき知的財産戦略推進事業補助金 16,848,206 円 ・中小企業情報発信事業補助金 50,037,837 円 <p>(所管課：産業戦略部技術振興局技術革新課)</p>
鹿島埠頭株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ○出資金 ・県出資金 150,000,000 円 <p>(所管課：土木部港湾課)</p>
茨城県土地開発公社	<ul style="list-style-type: none"> ○出資金 ・県出資金 30,000,000 円 <p>(所管課：土木部都市局都市計画課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○補助金等 ・茨城県土地開発公社経営健全化対策長期貸付金 8,382,035,988 円 ・損失補償限度額 240,000,000 円 <p>(所管課：土木部都市局都市計画課)</p>
公益財団法人 茨城県教育財団	<ul style="list-style-type: none"> ○出資金 ・県出資金 10,000,000 円 <p>(所管課：教育庁総務企画部総務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○指定管理 ・茨城県水戸生涯学習センター 115,826,000 円 ・茨城県鹿行生涯学習センター及び茨城県女性プラザ 165,816,000 円 ・茨城県立中央青年の家 106,457,364 円 ・茨城県立さしま少年自然の家 88,369,000 円 <p>(所管課：教育庁総務企画部生涯学習課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茨城県立歴史館 365,596,000 円 <p>(所管課：教育庁総務企画部文化課)</p>
那珂湊漁業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ○指定管理 ・茨城県那珂湊漁港水門管理 28,388,000 円 <p>(所管課：農林水産部水産振興課)</p>

2 監査対象年度

令和元年度

3 監査実施期間

令和2年9月1日から令和3年2月28日まで

4 監査の着眼点

監査の対象となった財政的援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかどうかを監査するものである。

(1) 県出資団体

団体は出資の目的に沿った事業運営が行われているか、事業は計画的、効率的に行われ財務の健全性が保たれているか、会計処理及び財産管理は規定等に従って適正に行われているかなどについて監査した。

(2) 補助金等交付団体

補助事業等はその目的に沿って適正に行われているか、補助金等の使途は適正かなどについて監査した。

また、補助事業全体をとおして事業の効率性、有効性等を検証した。

(3) 公の施設の指定管理者

施設の管理は基本協定に従って適正に実施されているか、施設の維持管理は適正に行われているかなどについて監査を実施した。

5 監査の実施内容

「茨城県監査基準」に準拠し、監査対象期間において各団体が出資等の目的に沿って事業運営を行っているか、関係法令等に準拠した会計処理がなされているかなどについて、抽出の方法により、関係書類等との照合をするとともに、必要に応じて現地調査、職員からの事情聴取により監査を行った。

第2 監査の結果

1 監査結果の区分

事務事業の執行に著しく適正を欠き、是正又は改善を求める必要があると認められる事項については指摘事項とし、指摘には該当しないが、的確な事務の執行等を促す必要があると認められる事項については、注意事項とする。

2 監査結果

監査の結果、指摘又は注意に該当する事項は認められなかった。